

令和5年2月議会

福祉都市委員会報告資料

ページ

福岡市自殺対策総合計画（原案）に係るパブリック・コメント
実施について

… 1

保健医療局

福岡市自殺対策総合計画（原案）に係るパブリック・コメント実施について

1 意見募集の趣旨

福岡市では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成 21 年 3 月に策定した「福岡市自殺対策総合計画」に基づき、医療、労働、民間団体等の関係機関・団体が連携しながら自殺対策を推進してきた。

このたび、現行の計画が令和 4 年度に終了することから、令和 4 年 10 月に見直された国の「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」も踏まえ、令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする次期計画の策定を進めている。

今回、計画の原案を作成したため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和 5 年 3 月 1 日（水）～令和 5 年 3 月 31 日（金）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

＜閲覧・配布場所＞

保健医療局保健予防課（市役所 12 階）、情報公開室（同 2 階）、
情報プラザ（同 1 階）、精神保健福祉センター（あいれふ 3 階）、
各区役所・出張所、各区保健福祉センターなど

(3) 募集方法

FAX、郵便、窓口への持参、電子メール

(4) 広報

市政だより 3 月 1 日号及び本市ホームページへ掲載

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和 5 年 2 月	福祉都市委員会報告
令和 5 年 3 月 1 日～3 月 31 日	パブリック・コメント実施
令和 5 年 4 月頃	福岡市自殺対策総合計画策定
令和 5 年 6 月	議会報告

福岡市自殺対策総合計画（原案）の概要について

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

- ・福岡市の自殺者数は、全国と同様に平成10年に急増して以降、毎年300人を超える高い水準で推移していたが、このため、平成21年3月に、「福岡市自殺対策総合計画」を策定し、関係機関や団体と連携しながら自殺対策に取り組み、その結果、平成22年以降、自殺者数は概ね減少を続け、令和元年は220人となった。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じ、令和3年は277人となっている。
- ・令和4年10月、国において、これまでの自殺対策の取組みの充実に加え、近年顕在化してきた課題への対応も盛り込んだ新たな大綱が閣議決定された。
- ・福岡市においても、これまでの計画における取組みの成果と課題、新しい大綱等を踏まえ、引き続き自殺対策の取組みを推進するため、次期計画を策定するもの。

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

2 福岡市の自殺の現状と課題

(1) 自殺の現状

① 自殺者数、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移

	福岡市		全国	
	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率
H29	249	15.9	20,468	16.4
H30	247	15.6	20,031	16.1
R元	220	13.8	19,425	15.7
R2	256	16.3	20,243	16.4
R3	277	17.1	20,291	16.5

（人口動態統計（厚生労働省））

② 年代別自殺者数の推移

		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不詳	全体
H29	福岡市	3	28	33	66	41	37	30	11	0	249
	全国	560	2,104	2,647	3,501	3,473	3,186	2,784	2,165	48	20,468
H30	福岡市	6	23	41	58	47	32	28	11	1	247
	全国	602	2,104	2,523	3,390	3,415	2,920	2,855	2,175	47	20,031
R元	福岡市	7	24	34	30	49	30	24	22	0	220
	全国	653	2,029	2,432	3,323	3,310	2,768	2,817	2,057	36	19,425
R2	福岡市	6	46	37	52	35	38	23	19	0	256
	全国	763	2,415	2,515	3,422	3,321	2,693	2,878	2,196	40	20,243
R3	福岡市	13	41	39	52	51	33	25	23	0	277
	全国	762	2,526	2,477	3,472	3,497	2,491	2,883	2,146	37	20,291

（人口動態統計（厚生労働省））

③ 男女別の自殺者数の推移

	H29	H30	R 元	R 2	R 3
男性	154	171	145	166	165
女性	95	76	75	90	112
計	249	247	220	256	277

(人口動態統計 (厚生労働省))

(2) 取組みの振り返り

① 現行計画に基づく各関係団体の取組状況

- ・ゲートキーパー養成、自殺未遂者や自死遺族支援、児童生徒への自殺予防に資する教育等の施策を中心に各関係団体と連携して実施している。
- ・各関係団体における取組状況については、ほとんどの取組みにおいて「推進中」「一部実施」となっており、概ね計画通り進行している。

② 数値目標

目標	数値目標	現状
自殺死亡率(人口動態統計)	平成28年の自殺死亡率15.0を令和8年までに13.0以下	17.1 (令和3年)
ゲートキーパー養成者数	年間1,000人以上	年平均1,252人 (平成30年度～令和3年度)

③ 課題

- ・本市の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じていることから、各分野においてコロナ禍の影響を踏まえた対策を講じていく必要がある。
- ・いじめや不登校、コロナ禍での心のケアや貧困など、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、ICTを活用したSNS相談など更なる相談支援体制を充実させていく必要がある。
- ・自殺未遂者の抱える問題は多岐に渡るため、相談時の適切な課題の把握を行うとともに、必要な支援につなぐことができるよう、かかりつけ医、救急医療機関、精神科医や相談機関等の連携体制を充実させていく必要がある。
- ・コロナ禍において、特に女性の自殺者が増加していることから、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえた対策を講じていく必要がある。

3 自殺対策の基本的な考え方

国の大綱の基本方針を踏まえ、次の考え方をもとに、自殺対策を進めていく。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係団体等との連携・協働を推進する

4 次期計画における福岡市の主な取組み

(1) 取組施策

1	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す ●自殺に関する普及啓発（自殺予防週間、自殺対策強化月間等） ●うつ病等についての正しい知識の普及
2	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ●自殺に関連したデータ収集による実態把握と分析 ●関係機関への情報提供
3	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 【★重点施策】 ●様々な分野でのゲートキーパーの養成 ●自殺対策に係る人材の資質の向上及び連携強化
4	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ●メンタルヘルスの正しい知識の普及 ●心のサポーターの養成
5	適切な精神科保健医療福祉サービスを受けられるようにする ●保健、医療、福祉、法律等の関係機関・団体の連携体制の充実・強化 ●うつ病等の精神疾患の早期発見・早期治療の促進
6	社会全体の自殺リスクを低下させる ●相談支援体制の充実、相談窓口の情報発信 ●生活困窮者、性的マイノリティの方などに対する様々な支援
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 【★重点施策】 ●関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化 ●自殺未遂者支援に係る人材の資質の向上
8	遺された人への支援を充実する 【★重点施策】 ●自死遺族に対する支援（自死遺族の集いに関する情報発信、法律相談等）
9	民間団体との連携を強化する ●相談支援等を行う民間団体との連携体制の強化 ●民間団体の活動に対する広報等の支援
10	子ども・若者の自殺対策を更に推進する 【★重点施策】 ●ICTを活用した児童生徒への相談など支援体制の拡充 ●社会生活上、困難を抱えている若者への相談支援体制の構築
11	勤務問題による自殺対策を更に推進する ●ストレスチェック制度等による職場環境改善 ●長時間労働の是正やハラスメント防止など労働問題への対策の促進
12	女性の自殺対策を更に推進する 【新規】 【★重点施策】 ●妊産婦に対する支援の充実 ●困難・課題を抱える女性に寄り添った相談支援

(2) 重点的に推進する施策について

悩んでいる人に気づき、声をかけるゲートキーパーの養成など、現行計画に基づく様々な取組みにより、令和元年まで自殺者数は減少傾向であった。しかしながら、若者の死因の第1位を自殺が占めていること、自殺リスクが高い自殺未遂者に係る救急医療機関と精神科医療機関及び相談機関との更なる連携が必要であることなど、今後も継続した取組みが必要な課題もある。また、コロナ禍等で生活に影響を受けた女性の自殺者の増加など、新たに対策が必要な課題も顕在化していることを踏まえ、次期計画で以下の施策を重点的に推進する。

なお、これらの重点的に推進する施策については、各関係機関・団体ごとに設定した取組みの推進状況を自殺対策協議会において報告し、成果等を含めた進捗管理を行っていく。

<次期計画において重点的に推進する施策>

- ①様々な分野におけるゲートキーパーの養成と支援
- ②自殺未遂者支援、自死遺族支援の強化
- ③若年層、児童生徒への自殺予防に資する教育の推進
- ④女性特有の視点を踏まえた自殺対策

5 数値目標

(1) 自殺死亡率

令和3年の自殺死亡率17.1を令和8年までに13.0以下

(2) ゲートキーパー養成者数

5年間（令和5年度から令和9年度）で1万人以上

6 推進体制

取組みの推進にあたっては、各関係機関・団体が密接に連携しながら進めていく。

<イメージ図>

